

平成29年度滋賀県民総スポーツの祭典

滋賀県民体育大会の部 開催要項

1. 開催の趣旨

滋賀県民体育大会は、県民の間に広くスポーツを振興し、その普及発展とスポーツ精神の高揚を図り、健康、明朗にして活動力豊かな県民の育成に寄与するものである。

2. 主 管

滋賀県民総スポーツの祭典実行委員会

一般財団法人滋賀陸上競技協会、滋賀県水泳連盟、公益社団法人滋賀県サッカー協会、滋賀県スキー連盟、滋賀県テニス協会、滋賀県ボート協会、滋賀県ホッケー協会、滋賀県ボクシング連盟、滋賀県バレーボール協会、滋賀県体操協会、一般社団法人滋賀県バスケットボール協会、滋賀県スケート連盟、滋賀県レスリング協会、NPO法人滋賀県セーリング連盟、滋賀県ウエイトリフティング協会、滋賀県ハンドボール協会、滋賀県自転車競技連盟、滋賀県ソフトテニス連盟、滋賀県卓球協会、滋賀県軟式野球連盟、滋賀県相撲連盟、滋賀県乗馬連盟、滋賀県柔道連盟、滋賀県ソフトボール協会、滋賀県フェンシング協会、滋賀県バドミントン協会、滋賀県弓道連盟、NPO法人滋賀県ライフル射撃協会、一般財団法人滋賀県剣道連盟、滋賀県ラグビーフットボール協会、滋賀県山岳連盟、滋賀県カヌー協会、滋賀県アーチェリー協会、滋賀県空手道連盟、滋賀県銃剣道連盟、滋賀県クレール射撃協会、滋賀県なぎなた連盟、滋賀県ボウリング連盟、滋賀県アメリカンフットボール連盟、一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟、滋賀県少林寺拳法連盟、滋賀県ゲートボール連盟、滋賀県アイスホッケー連盟、滋賀県ゴルフ連盟、滋賀県グラウンド・ゴルフ協会、滋賀県武術太極拳連盟、滋賀県トリアスロン協会、滋賀県ダンススポーツ連盟、滋賀県スポーツ拳法連盟、滋賀県ビーチボール協会、滋賀県スポーツチャンバラ協会、一般社団法人滋賀県ドラゴンボート協会、滋賀県エアロビック連盟、滋賀県高等学校体育連盟、滋賀県中学校体育連盟、大津市体育協会、彦根市体育協会、長浜市体育協会、近江八幡市体育協会、公益社団法人草津市体育協会、守山市体育協会、公益財団法人栗東市体育協会、甲賀市体育協会、野洲市体育協会、湖南市体育協会、高島市体育協会、東近江市体育協会、米原市体育協会、蒲生郡体育協会、愛知郡体育協会、犬上郡体育協会

3. 実施方法

(1) 部 別

- ① A一般の部
- ② B高校の部
- ③ C中学の部

(2) 実施競技

① A一般の部（51競技）

陸上、水泳、サッカー、スキー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、スケート、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、アメリカンフットボール、少林寺拳法、ゲートボール、アイスホッケー、ゴルフ、グラウン

ド・ゴルフ、武術太極拳、トライアスロン、ダンススポーツ、スポーツ拳法、ビーチボール、スポーツチャンバラ、ドラゴンボート

② B高校の部（35競技）

陸上競技、水泳、体操、新体操、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、アメリカンフットボール、サッカー、ラグビーフットボール、ソフトボール、ハンドボール、剣道、柔道、弓道、アーチェリー、相撲、ボート、セーリング、登山、スキー、ウエイトリフティング、自転車、馬術、ホッケー、レスリング、テニス、フェンシング、ボクシング、空手道、カヌー、ライフル射撃、スポーツ拳法

③ C中学の部（21競技）

陸上競技、水泳、軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、体操、新体操、柔道、剣道、サッカー、ハンドボール、アメリカンフットボール、ホッケー、ラグビーフットボール、ボート、テニス、スキー

(3) 開催期日

① A一般の部

平成29年8月5日（土）～6日（日）を基準会期とする。

② B高校の部

平成29年8月9日（水）～10日（木）を基準会期とする。

③ C中学の部

平成29年7月27日（木）～28日（金）を基準会期とする。

(4) 開催地

① A一般の部（別紙1）

② B高校の部（別紙2）

③ C中学の部（別紙3）

(5) 競技方法

① A一般の部

郡市対抗（2郡市以上参加の競技による団体戦）とする。

また、郡市対抗競技以外は公開競技とする。

② B高校の部

男女別の学校対抗とする。

③ C中学の部

男女別の学校対抗とする。

(6) 参加資格

① A一般の部

1. 滋賀県内に居住するアマチュア競技者とする。

2. なお、児童、生徒は出場することができないが、次の場合に限り出場することができる。

(ア) 定時制・通信制高等学校在籍生徒

(イ) 滋賀県高等学校体育連盟に加盟していない競技

3. 郡市対抗競技出場者の所属は居住地とする。

4. また、当該出場者は平成29年4月1日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に居住していなければならない。

5. 居住する郡市の予選等を通し、所属の当該郡市体育協会が代表者と認め、選抜された者とする。

6. 大学生及び専門学校生、定時制・通信制高等学校在籍生徒は出身郡市から出場することができる。また、勤務地からの出場は認めない。

7. 医師の健康診断等で証明されるなど、健康な者とする。
 8. 不正出場等が発生した場合の処置は当該競技団体がおこなうものとするが、決しない場合は本大会実行委員会が審査の上、裁定する。
- ② B高校の部
滋賀県高等学校体育連盟規約で示された高等学校の校長が参加を認めた生徒とする。
イ項 a 号に該当しない相当年齢層の者はA一般の部に出場することができる。
 - ③ C中学の部
滋賀県中学校体育連盟規約で示された中学校の校長が参加を認めた生徒とする。

4. 表彰

- ① A一般の部
 1. 郡市対抗競技の男女総合成績第1位の郡市に優勝旗を、同第2位の郡市に準優勝杯、同第3位の郡市に3位杯をそれぞれ授与する。
 2. 郡市対抗競技の男女総合成績第1位から第6位までの郡市にそれぞれ賞状を授与する。
 3. 団体競技及び個人競技については種別及び種目の第1位から第3位に賞状をそれぞれ授与する。
 4. 団体競技及び個人競技については種別及び種目の第1位にメダルをそれぞれ授与する。
- ② B高校の部及びC中学の部
 1. 学校対抗競技の男女別総合成績第1位の学校に優勝旗を授与する。
 2. 学校対抗競技の男女別総合成績第1位から第6位までの学校に賞状を授与する。
 3. 団体競技及び個人競技については種別及び種目の第1位から第3位に賞状をそれぞれ授与する。
 4. 団体競技及び個人競技については種別及び種目の第1位にメダルをそれぞれ授与する。

5. 参加申込

- ① A一般の部(郡市対抗競技)
 1. 公益財団法人滋賀県体育協会事務局本部内に設置される実行委員会事務局は競技別開催要項及び競技別参加申込書等を各郡市体育協会へ送付する。
 2. 各郡市体育協会は競技別開催要項の示すところにより、所定期日までに各競技団体宛に競技別参加申込書を一部提出する。
- ② B高校の部
各高等学校は滋賀県高等学校体育連盟が規定する実施要項の示すところにより、滋賀県高等学校体育連盟事務局宛に参加申込書を提出する。
- ③ C中学の部
各中学校は滋賀県中学校体育連盟が規定する実施要項の示すところにより、滋賀県中学校体育連盟事務局宛に参加申込書を提出する。

6. 大会参加負担金

- ① 金額
A一般の部は1人あたり300円とする。B・Cは各連盟が別に定める。
- ② 納入方法
郡市対抗競技の参加負担金は、各郡市体育協会がとりまとめて本大会実行委員会へ納入す

る。

なお、公開競技については当該競技団体がとりまとめて同実行委員会へ納入する。

③ 納入対象者

大会参加選手のみとし、監督、コーチ等は対象外とする。

ただし、監督、コーチ等が選手を兼ねる場合は対象とする。

④ 納入期日

実行委員会事務局からの納入通知により、所定の期日までに納入する。

⑤ 納入先

1. 滋賀銀行 大津市役所出張所 普通 (番号) 2 6 9 7 9 6

名義：滋賀県民総スポーツの祭典実行委員会

⑥ その他

大会参加者に対して、上記大会参加負担金以外に参加料等を徴収する場合、その金額及び納入方法等は各競技団体に定めるものとする。

7. 救急医療

大会の救急医療については次のとおりとする。(県体に参加している者に限る)

1. 競技中に参加者の疾病および負傷等が発生した場合は当該競技主管者が応急処置をおこなうが、以降の責任は負わない。
2. 参加者はあらかじめ傷害保険等に加入しておくことが望ましい。
3. 健康保険等に加入している者はその被保険者証等を持参することが望ましい。

8. 予 選

① A一般の部

郡市予選及び町予選については当該競技団体の定めるところにより、各郡市及び各町体育協会が所定の期日までに実施する。

② B高校の部

滋賀県高等学校体育連盟の定めるところにより、実施する。

③ C中学の部

滋賀県中学校体育連盟の定めるところにより、実施する。

9. 表彰式

① 表彰式

A一般の部の表彰は、平成30年度に実施する。(期日・場所未定)

B・Cについては別に定める。

なお、競技別・種目別の閉会式は各会場において実施する。

10. その他

上記以外のことについては「滋賀県民総スポーツの祭典滋賀県民体育大会の部開催基準要項」に準ずる。